

はじめて市民となられた方へ



- 1.国民健康保険・国民年金等 2.介護保険 3.各種手当等 4.各種手帳 5.医療の給付等 6.心身障害者扶養共済
7.税金 8.転入学(園) 9.運転免許証 10.水道・下水道 11.郵便 12.電気・都市ガス・電話・NHK

転入届をすませ、はじめてこの冊子を手にとられたみなさま、引っ越しに伴う各種の手続きはもうお済みになりましたか。転入届をされると、役所において自動的に手続きを進める場合(選挙権など)もありますが、ほとんどは、みなさまがご自分で手続きをしていただく必要があります。

以下に転入届出後の各種の制度・手続きをご紹介しますので、この機会にお目を通され、快適な生活の一助としていただければ幸いです。



はじめての転入

1. 国民健康保険・国民年金等

☎ 区役所保険年金課(支所管内は支所区民福祉課)

★国民健康保険

前住所地に引き続いて国民健康保険の適用を受ける方、または他の健康保険に加入していない方は、名古屋市の国民健康保険の手続きをしてください。

★後期高齢者医療

75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障害があり後期高齢者医療制度に加入されている方は転入手続きをしてください。

★国民年金

退職などで第1号被保険者(自営業・学生・無職の方など)になる方は加入の手続きをしてください。

★各種医療費補助

18歳以下(18歳に達した年度の年度末まで。以下同じ。)の子ども、ひとり親家庭の母又は父とその18歳以下の児童あるいは父母のいない18歳以下の児童、一定の条件に該当する障害のある方、70歳以上の方のうち、ねたきり・認知症などの方に対し、医療費の助成を行っていますので、該当する方は申請の手続きをしてください。(子ども医療費助成を除いて所得制限あり)

2. 介護保険

☎ 区役所福祉課(社会福祉事務所)
(支所管内は支所区民福祉課(社会福祉事務所支所))

65歳以上の方と、40歳～64歳で前住所地において要介護・要支援認定を受けられていた方は、名古屋市の介護保険の手続きをしてください。

3. 各種手当等

★児童手当

☎ 区役所民生子ども課(社会福祉事務所)
(支所管内は支所区民福祉課(社会福祉事務所支所))でも可

高校生年代(18歳に到達した年度の3月31日)までの子どもを養育している方に、児童手当を支給しますので、すみやかに申請してください。

前住所地で受給されていた方も、新たに手続きが必要です。前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に手続きされると、転出予定日の翌月分から支給されます。

★児童扶養手当、ひとり親家庭手当、愛知県遺児手当

☎ 区役所民生子ども課(社会福祉事務所)
(支所管内は支所区民福祉課(社会福祉事務所支所))

ひとり親家庭および両親のいない家庭で18歳以下(18歳に達した年度の年度末まで)の児童を養育している方に、児童扶養手当・ひとり親家庭手当・愛知県遺児手当を申請により支給します(所得制限があります)。児童扶養手当を前住所地で受給していた方は、住所変更手続きが必要です。

なお、ひとり親家庭手当は支給期間は3年間、愛知県遺児手当は支給期間は5年間です。

★特別児童扶養手当など

☎ 区役所福祉課(社会福祉事務所)
(支所管内は支所区民福祉課(社会福祉事務所支所))

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当など障害者・児を対象とする各種手当があります。

4. 各種手帳

☎ 区役所福祉課(社会福祉事務所)
(支所管内は支所区民福祉課(社会福祉事務所支所))

★敬老優待カード(敬老手帳)

65歳以上の方に東山動植物園や名古屋城などに割引等で入場できる「敬老優待カード(敬老手帳)」を交付しています。住所を移転されたときは、お届けください。

★愛護手帳

一定の知的障害がある方に対し、愛護手帳(愛知県では療育手帳といいますが)を申請により交付しています。前住所地で交付されていた方も、新たに手続きが必要です。

★身体障害者手帳

身体に一定の障害がある方に交付している身体障害者手帳をお持ちの方が住所を移転されたときは、お届けください。

★精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にある方に交付している、精神障害者保健福祉手帳(手帳の表題は障害者手帳)をお持ちの方が住所を移転されたときは、お届けください。

5. 医療の給付等

★自立支援医療(更生医療)

☎ 区役所福祉課(社会福祉事務所)
(支所管内は支所区民福祉課(社会福祉事務所支所))

身体障害者の方が障害を軽減、または除去することが可能な場合で医療が必要なときは、指定医療機関における医療費の一部を助成します。(所得制限あり)

住所を移転した場合は、新規申請または住所変更手続きが必要です。

★自立支援医療(育成医療)

☎ 区役所福祉課(社会福祉事務所)
(支所管内は支所区民福祉課(社会福祉事務所支所))

現に日常生活に支障がある疾患又は将来支障をきたす疾患を有する18歳未満の方は、確実な治療効果が期待できるとされた場合に、指定医療機関における医療費の一部を助成します。(所得制限あり)

前住所地で給付を受けている方が、本市でも引き続き給付を受ける場合は、新たに申請の手続きをしてください。



★自立支援医療(精神通院医療)

☎ 区役所福祉課(社会福祉事務所)
(支所管内は支所区民福祉課(社会福祉事務所支所))

継続的な精神医療が必要なときは、指定医療機関における医療費の一部を助成します。(入院を除く)(所得制限あり)
前住所地で給付を受けている方が、本市でも引き続き給付を受ける場合は、新たに申請の手続きをしてください。

★特定医療(指定難病)

☎ 区役所福祉課(社会福祉事務所)
(支所管内は支所区民福祉課(社会福祉事務所支所))

国の指定する難病のうち、疾病の状態が国の定める基準に該当する方は、指定医療機関において、公費で医療の給付を受けることができます。

前住所地で給付を受けている方が、本市でも引き続き給付を受ける場合は、新たに申請の手続きをしてください。

★小児慢性特定疾病医療

☎ 区役所福祉課(社会福祉事務所)
(支所管内は支所区民福祉課(社会福祉事務所支所))

特定の対象疾病に罹患し、疾病の状態が国の定める基準に該当する方は、指定医療機関において、公費で医療の給付を受けることができます。

前住所地で給付を受けている方が、本市でも引き続き給付を受ける場合は、新たに申請の手続きをしてください。

★未熟児養育医療

☎ 区の保険センター

医師が入院養育が必要と認めた未熟児に対して、指定医療機関において、公費で医療の給付を受けることができます。

前住所地で給付を受けている方が、本市でも引き続き給付を受ける場合は、新たに申請の手続きをしてください。

6. 心身障害者扶養共済

☎ 区役所福祉課(社会福祉事務所)
(支所管内は支所区民福祉課(社会福祉事務所支所))

一定の要件を満たす障害児(者)の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡したり、身体に著しい障害を有する状態になった場合に、障害児(者)に年金が支給されます。本事業に、他都市で加入されていた方が、本市でも引き続き加入する場合は、転入加入の手続きが必要です。

7. 税金

☎ 金山市税事務所徴収課軽自動車税担当 ☎324-9803

★軽自動車税

軽自動車等を所有している方が主たる定置場を名古屋市内に移転した場合は申告手続きをしてください。

申告書の提出先は、車種によって異なります。(詳しくはP43をご覧ください。)

8. 転入学(園)

★保育所・認定こども園・地域型保育事業所

☎ 区役所民生子ども課(社会福祉事務所)
(支所管内は支所区民福祉課(社会福祉事務所支所))

利用申込の受付は、常時(4月利用を除く)行っていますが、定員に余裕がない場合には、利用をお待ちいただくこともあります。

★市立幼稚園

☎ もよりの市立幼稚園
市教育委員会義務教育課 ☎972-4097

年度途中での入園は、欠員のある場合に受け付けています。

★私立幼稚園

☎ もよりの私立幼稚園
(公社)名古屋市私立幼稚園協会 ☎957-1396

年度途中での入園は、各幼稚園にお問い合わせください。

★市立小・中学校

☎ 区役所市民課(支所管内は支所)

区役所市民課(支所管内は支所)で転入届をしていただきますと、入学する学校名を記載した「転入学通知書」をお渡しますので、通知書を持ってその学校へおいでください。

なお、住所を偽って、お住まいの学区以外の学校へ通学すること(越境入学)は認められておりませんのでご注意ください。

★公立高等学校

☎ (市立高等学校)市教育委員会高等学校教育課 ☎972-3234
(県立高等学校)県教育委員会高等学校教育課 ☎954-6786

転動等に伴う県外からの一家転住による転入学試験は、5、8、12、3月に一斉に行います(ただし、3月は新2、3年生のみ、新1年生は4月当初にも実施)。

9. 運転免許証

☎ 運転免許試験場 ☎801-3211

住所を移転したときなどには、警察署または運転免許試験場で記載事項変更の手続きをしてください。

| 変更内容 | 必要な物 |
|---------------------|--|
| (1)住所を移したとき | <ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証又はマイナ免許証若しくはその両方※1 ●新住所を確認できるもの (住民票の写し、マイナンバーカード、新住所に届いた郵便物などのいずれか1つ。) ●外国籍の方 <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード、特別永住者証明書又は特定事項※2が記載された住民票の写しのうちいずれかの提示が必要です。 ・提示が無い場合、記載事項の変更はできません。 ・提示された在留カード等の住所に変更します。 |
| (2)本籍、国籍又は氏名を変更したとき | <ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証又はマイナ免許証若しくはその両方※1 ●本籍又は国籍記載の住民票の写し1通 2人以上で同時申請する場合は、1通で可 ※同一の戸籍でそれぞれの氏名等の記載があること。 |

※1 運転免許証とマイナ免許証を2枚持っている方は2枚とも必要です。

※2 特定事項…在留資格や在留期間を含む住民基本台帳法の規定により外国人住民に係る住民票に記載することとされている事項(在留資格、在留期間、在留期間の満了日、在留カードの番号等)

●マイナ免許証のみを有する方で、住所変更ワンストップサービスの利用、本籍のオンライン変更を行った方は、警察署等で記載事項変更手続きの必要はありません。

●代理申請する場合は委任状が必要です。
詳しくは県警ホームページをご確認ください。



10. 水道・下水道



上下水道局お客さま受付センター(名水ダイヤル) ☎052-884-5959

(受付時間：年中無休 平日午前8時～午後7時、土曜・日曜・休日午前8時～午後5時15分)

上下水道局営業センター…………… ☎P14

★使用開始などのお申し込み

新しく水道をご使用になるとき、水道のご使用をやめるときは、その前日(その日が土日、休日に当たるときは、それ以前の営業日※)までに、上下水道局お客さま受付センターまたは担当の上下水道局営業センターへお申し込みください。

また、上下水道局公式ウェブサイトからは24時間いつでもお申し込みができます。(ウェブサイトでは、ご使用を開始または中止しようとする日の2営業日※前までお手続きができます。)

※営業日は、休日・年末年始を除く平日を指します。

上下水道局公式ウェブサイトアドレス
<https://www.water.city.nagoya.jp/>

使用開始・中止
二次元コード



なお、アパート、マンション等は建物全体で一括して契約している場合があります。この場合は、住宅管理者へお申し込みください。(下水処理区域内では、水道の使用開始のお申し込みをもって、下水道の使用開始のお申し込みをしたことになります。)

★水道メーターの検針と料金

2か月ごとに水道メーターの検針におうかがいし、水道ご使用量を算出します。水道料金は、水道のご使用目的や給水管(配水管から分岐して、ご家庭まで水を運ぶ水道管)の口径に応じて決まる税込基本料金と、ご使用量に応じて決まる税込従量料金との合計額になります。ご使用量やご請求金額は、検針におうかがいしたときにお渡しする「水道ご使用量のお知らせ」に記載しています。(下水道使用料は、水道ご使用量を汚水排出量とみなして計算します。)

★料金のお支払い・お申し込み方法

①口座振替・クレジットカードによるお支払い

名古屋市上下水道局公式ウェブサイトからお申し込みいただけます。

詳しくはウェブサイトをご確認いただくか、上下水道局お客さま受付センターへお問い合わせください。

支払い方法・
申込方法
二次元コード



②納入通知書(請求書)によるお支払い

①のお申し込みがない場合は、上下水道局から納入通知書をお送りします。

★水道が故障したときは

宅地内で水が漏れるなど給水装置が故障したときは、市指定給水装置工事事業者、修繕センター(名古屋指定水道工事店協同組合 ☎0120-227285)、上下水道局お客さま受付センターまたは担当の上下水道局営業センターへお申し込みください。(※修理費用はお客さま負担です。)

上下水道局お客さま受付センターまたは担当の上下水道局営業センターへお申し込みの場合、壁の中、水洗トイレ、湯沸かし器など漏水箇所によっては修理できないことがあります。

★宅地内の排水管や水洗便所が詰まったときは

市指定排水設備工事店または修繕センター(名古屋指定水道工事店協同組合 ☎0120-227285)へお申し込みください。(※修理費用はお客さま負担です。)

★宅地内の排水口から出る悪臭のことは

建物の排水管には、悪臭や害虫の侵入を防止するため、流し台の下などにトラップという器具が設けられています。このトラップ内は、通常の使用状態では水で満たされていますが、長期間使用しない場合や、使用頻度が極端に低い場合には水がなくなりその役目を果たすことができなくなります。

トラップの点検・清掃方法などは、上下水道局公式ウェブサイトをご覧ください。詳しくは、上下水道局給排水設備課(☎972-3737)におたずねください。

★道路での水漏れやマンホールのふたの異常などがあったときは

担当の上下水道局管路センターまたは上下水道局お客さま受付センターへご連絡ください。担当の上下水道局管路センターは上下水道局公式ウェブサイトの各種お問い合わせ先をご覧ください。



★下水道の整備計画は

下水道が整備されていない地域の下水道整備を進めています。詳しくは、上下水道局下水道計画課(☎972-3765)におたずねください。



上下水道局では、安心・安全でおいしい水道水をお届けするためにさまざまな取り組みをしています。詳しくはウェブサイトで紹介しています。



11. 郵便

★転居届

お引っ越しの際に、転居届を提出いただくと、1年間、旧住所あての郵便物・荷物を新住所に無料で転送します。

郵便局に備えられている転居届用紙での提出のほか、インターネットからでも転居届の提出ができます。インターネットによる転居届を提出される場合は、<https://lp.jp.etn.pf.japanpost.jp/guide/> にアクセスいただき、画面の指示にしたがって必要事項をご入力ください。

なお、転居届提出後、上記URLにて、転居届の受付状況をご確認いただけます。

また、「転居届」とは別にゆうちょ銀行の貯金やかんぽ生命の保険商品の住所変更の手続きが必要となります。ゆうちょ銀行の貯金については、ゆうちょ銀行又は郵便局へ、かんぽ生命の保険商品については、かんぽ生命ホームページにてお手続きされるか、郵便局へお尋ねください。



12. 電気・都市ガス・電話・NHK

※主な事業者をご案内しています

★電気

中部電力パワーグリッド(株)

・停電情報お知らせサービスについて

広域停電発生(復旧)時に停電情報をお知らせすることを目的に、スマートフォン無料アプリ「停電情報お知らせサービス」を導入しております。

登録した地域・お客さまのご契約地点の停電(復旧)情報をアプリの通知にてお知らせいたします。



中部電力ミライズ(株)

ホームページアドレス

<https://miraiz.chuden.co.jp/>

・使用開始・廃止のお申し込み

電気の使用開始・廃止の際は、お早めに中部電力ミライズホームページからまたは契約受付センター(0120-921-691)へお申し込みください。



★都市ガス

都市ガスネットワーク(株)

・ガスくさいときなど

ガス警報器が作動したり、ガスくさいと感じたときは、すぐに下記へご連絡ください。

ガスくさい時の連絡先：☎052-872-9238(耳や言葉の不自由なお客さまはFAXをご利用ください。FAX:052-872-8297)

東邦ガス(株)

・使用開始・停止のお申し込み

右記サイトまたは東邦ガスお引越し専用ダイヤル(0120-155455※24時間365日受付)へお申し込みください。

使用開始・廃止はこちら



・料金のお支払い

①毎月のガス料金等のお支払いは、口座振替・クレジットカード支払いが便利です。

②東邦ガスからお送りする払込票でお支払いいただく方法もあります。(有償)

Club TOHOGASはこちら

③東邦ガスWeb会員サービス「Club TOHOGAS」へ登録いただくこと、パソコン・スマートフォンなどで、支払方法のご変更、使用量や料金のご確認が可能です。



★電話

・電話に関するお問い合わせ(NTT西日本)

①電話の新設・移転・電話サービスなどのお問い合わせ 局番なしの「116」

※「116」は携帯電話からの発信でご利用になれません。

※携帯電話もしくは東日本エリアから発信の場合は「0800-2000116」へお願いいたします。

●受付時間：午前9時～午後5時

休業日：土曜、日曜、年末年始(12/29～1/3)

②電話料金に関するお問い合わせ(NTT西日本のご利用料金に関するお問い合わせ)

●NTTファイナンスよりご請求のお客さまの場合 0800-3335550(無料)

受付時間：午前9時～午後5時

休業日：土曜、日曜、年末年始(12/29～1/3)

●NTT西日本よりご請求のお客さまの場合 0120-747488(無料)

受付時間：午前9時～午後5時

休業日：土曜、日曜、年末年始(12/29～1/3)

※毎月のご利用料金等についてのお客さまへの請求は、NTTグループであるNTTファイナンスよりさせていただきます。

(ご利用サービスの状況によってはNTT西日本から請求をさせていただきます場合もございます。)

電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

※ホームページからのお問い合わせはこちら

<https://www.ntt-west.co.jp/share/inquire.html>

・料金のお支払い

料金のお支払いには、便利なクレジットカード支払い・口座振替をご利用ください。

★NHK

・新規契約

新たにテレビを設置されたり、NHKの配信を利用される方・現在の世帯から独立される方のお手続きです。

・引越しのお手続き(住所変更・世帯同居)

受信契約がある方がお引越される場合のお手続きです。

・家族割引

同一生計で離れて暮らすご家族や別荘などを対象に、受信料が半額になります。

・受信料免除の対象となる方

該当する場合は受信料の全額または半額が免除となります。

受信料のお手続きはこちら

転居のご連絡や受信契約のお申し込み

0120-151515

受信料に関するお問い合わせ

0570-077-077

<http://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>



町内会・自治会のご案内

・町内会・自治会とは？

町内会・自治会は、町内などの地域の住民が自主的につくりあげる住民自治組織です。地域に住む人々が、親睦を深め、個人や家族だけでは解決できない様々な課題について、協力して対策を考えていきます。いざという時にお互いが助け合い、だれもが安心・安全で快適に暮らせる地域づくりを行うための一番身近な組織が町内会・自治会です。

・町内会・自治会の活動例

地域の実情に応じて、災害に備えた防災訓練、通学路や交通量の多い交差点などでの交通安全運動、道路や公園・歩道などの清掃活動のほか、祭りや盆踊り、運動会などの地域行事を行い、地域住民の交流を深める活動などを実施しています。

地域活動の効率化や活性化のため、ICTを取り入れた活動を行っている町内会・自治会も増えてきています。活用事例を紹介していますので、ぜひご視聴ください。



・加入するには

町内会・自治会に加入するには、お住まいの町内の町内会長・自治会長さんにご相談ください。

町内会長・自治会長さんをご不明の場合は、電子申請サービスから、町内会長・自治会長さんへの取り次ぎのお申込みをしていただくか、区役所地域力推進課までご相談ください。

取り次ぎ案内はこちら



・町内会・自治会PR動画

「もしも町内会がなくなったら…」

YouTube「まるはっちゃん〜ぶ」で配信!

URL : <https://youtu.be/FSQIQkZxO9s>

視聴はこちら

